

一般財団法人滋賀県市町村職員互助会運営規則施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年2月18日

一般財団法人滋賀県市町村職員互助会  
理事長 岩 永 裕 貴

## 令和4年規程第1号

### 一般財団法人滋賀県市町村職員互助会運営規則施行規程の一部を改正する規程

一般財団法人滋賀県市町村職員互助会運営規則施行規程(昭和57年規程第4号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項を次のように改める。

(扶養家族報告書)

第7条 会員は、所属する保険者において被扶養者の認定又は取消を受けたときは、速やかに扶養家族報告書(様式第5号)を所属所長を経て、互助会に提出しなければならない。

第7条第2項中「当該会員の所属する保険者において」を削り、「被扶養者の認定」の次に「又は取消」を加える。

第8条中「直ちに異動報告書」を「速やかに氏名変更報告書」に改め、「又は扶養家族に異動があったとき」を削る。

様式第5号を次のように改める。

(別紙1のとおり)

様式第6号を次のように改める。

(別紙2のとおり)

様式第7号中「印」を削る。

様式第8号中「

現住所
-----

」を削り、備考の次に次の注書を加える。

(注) 氏名欄は、請求者本人の署名(本人の自書)による場合は、押印不要です。ただし、代筆又は印刷の場合は押印(認め印可)してください。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現にある改正前の様式による用紙は、当分の間、所用の調整を加えて使用することができる。

(改正理由)

扶養家族の認定、取消、氏名変更に係る手続きの方法や、様式の押印の見直しを行うとともに、不要な個人情報記入の見直しなどについて整理し、関連する様式を改めるとともに、所要の規程整備を行う必要があることから、改正するものである。

様式第5号

## 扶養家族報告書

フリガナ 認定を受けた者又は 取り消した者の氏名	性別	続柄	生年月日	区分	認定日 又は 取消日
			年 月 日	認定 取消	年 月 日
			年 月 日	認定 取消	年 月 日
			年 月 日	認定 取消	年 月 日
			年 月 日	認定 取消	年 月 日
			年 月 日	認定 取消	年 月 日

上記のとおり扶養家族の認定・取消を報告します。

年 月 日

所属所名	
会員番号	
氏 名	印

一般財団法人 滋賀県市町村職員互助会理事長 様

上記の報告は、事実と相違ないものと認めます。

年 月 日

所属所長

備考 この報告書には、扶養家族の認定又は取消を受けた書類を添付してください。

(注) 氏名欄は、請求者本人の署名(本人の自書)による場合は、押印不要です。ただし、代筆又は印刷の場合は押印(認め印可)してください。

様式第6号

## 氏名変更報告書

	変更前の氏名	フリガナ	変更年月日	備考
		変更後の氏名		
会員			年 月 日	
扶養家族			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	

上記のとおり変更が生じたので報告します。

年 月 日

所属所名	
会員番号	
氏 名	印

一般財団法人 滋賀県市町村職員互助会理事長 様

上記の報告は、事実と相違ないものと認めます。

年 月 日

所属所長

備考 この報告書には、氏名の変更を証明する書類を添付してください。

(注) 氏名欄は、請求者本人の署名（本人の自書）による場合は、押印不要です。ただし、代筆又は印刷の場合は押印（認め印可）してください。

一般財団法人滋賀県市町村職員互助会運営規則施行規程 新旧対照表

(下線は改正部分を示す。)

改 正 前 (旧)	改 正 後 (新)
<p>第1条及び第6条 (略) (扶養家族認定申請書)</p> <p>第7条 会員は、扶養家族を有するとき、又は有するに至ったときは、直ちに扶養家族認定申請書(様式第5号)を所属所長を経て互助会に提出し、その認定を受けなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、所属所長は、当該会員の所属する保険者において被扶養者の認定を受けた事実を証明する書類を添え互助会に提出するものとする。 (異動報告書)</p> <p>第8条 会員は、その氏、若しくは、扶養家族の氏名に変更があったとき又は扶養家族に異動があったときは、直ちに異動報告書(様式第6号)を所属所長を経て、互助会に提出しなければならない。</p> <p>以下 (省略)</p>	<p>第1条及び第6条 (略) (扶養家族報告書)</p> <p>第7条 会員は、所属する保険者において被扶養者の認定又は取消しを受けたときは、速やかに扶養家族報告書(様式第5号)を所属所長を経て、互助会に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、所属所長は、被扶養者の認定又は取消を受けた事実を証明する書類を添え互助会に提出するものとする。 (氏名変更報告書)</p> <p>第8条 会員は、その氏、若しくは、扶養家族の氏名に変更があったときは、速やかに氏名変更報告書(様式第6号)を所属所長を経て、互助会に提出しなければならない。</p> <p>以下 (省略)</p>